

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

平成30年 9月19日(水)

開会 13時30分

閉会 14時33分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 木平芳定、次長(教職員担当) 梅村和弘

次長(学校教育担当) 宮路正弘、次長(育成支援・社会教育担当) 森下宏也、

次長(研修担当) 山本嘉

教育総務課 課長 梶屋眞、課長補佐兼班長 信藤克明、主幹 楠見友規

教職員課 課長 早川巖、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 大屋慎一、

主査 山本篤志、主幹 藤堂恵生

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭

社会教育・文化財保護課 課長 山本寛二、主幹 山田征子、

充指導主事 福岡信吾

### 5 議案件名及び採択の結果

	審議結果
議案第21号 平成30年度教育功労者表彰について	原案可決
議案第22号 職員の人事異動(事務局)について	原案可決
議案第23号 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部 を改正する規則案	原案可決
議案第24号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に 関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

### 6 報告題件名

報告 1 障がい者雇用の取組について

報告 2 事務局職員の人事異動報告について

報告 3 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

### 7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（9月6日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

原田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第21号は内容に個人情報が含まれるため、議案第22号及び報告2は人事に関する案件であるため、報告3は県議会提出前であるため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第23号、議案第24号を審議した後、報告1の報告を受けた後、非公開の議案第21号、及び議案第22号を審議し、非公開の報告2及び報告3の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

**議案第23号 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**  
(早川教職員課長説明)

議案第23号 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年9月19日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項第1号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案、2ページが要綱、3ページ、4ページが新旧対照表となっております。2ページの要綱に基づいてご説明させていただきます。

平成21年から教員免許更新制が導入されました。これは、教育職員免許状に一定の有効期間を附し、その時々で教員として必要な資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を身につけることによって、教員が自信と誇りを持って教壇に立つのを目的としております。

今回、提案する教育職員免許状の更新等に関する規則というのは、この免許更新に関して必要な手続について定めているものでございます。

改正理由は大きく2つでございます。1つ目は、教員免許状の更新講習は、校長や教頭、もしくは専門的事項の指導に従事している者で、免許管理者が定める者につい

ては、講習の受講を免除することができるかとされております。

現在、教員籍の者が国立大学法人三重大学教職大学院の職員となるため、区市町を割愛退職し、同大学院で専門教員として勤務する者については、現行規則では免許管理者が定める者に含めておりません。そのため、免除とすることができておりませんが、専任教員の職務内容から判断して、更新講習を受ける必要のない者として扱うことが適当なため、免除の対象とできるよう規則の一部改正を行います。

2つ目は、教員免許状の有効期間の更新・延長等の申請においては、所有する免許状の写し、もしくは授与証明書の提出を求めているところがございます。最初の更新からおおむね10年が経過しまして、今後2回目以降の更新が始まりますが、現在は前回の更新等に係る証明書を提出することとなっておりますが、その証明書には前回の更新の際、確認した免許状について既に記載されているため、証明書の提出があれば当該免許状の写しを省略できるよう、手続の簡素化を図るため、規則の一部改正を行わせていただきます。

改正の内容としては、先ほどの更新講習を免除するために、この規則3条、5条、7条参照のところに、「国立大学法人三重大学の職員」という文言を追加させていただきます。また、更新の申請時に必要な書類は別表で定めておりますので、その別表のところに「当該証明書に記載された免許状については、その免許状の写し又は授与証明書の提出を省略できるものとする」との文言を追加いたします。その他、規定を整備させていただきます。

以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

議案第23号については、いかがでしょうか。

森脇委員

改正理由の(1)のところで、人事交流で割愛退職後という方で、まだ定年を迎えていない場合はどうなるんですか。

教職員課長

現在、三重大学に該当の方が2名おまして、どちらもまだ50代でございますので、今、市町等を割愛退職して三重大で勤務いただいておりますが、その後には、また市町に帰って教員となります。

森脇委員

そういう場合も対象になるという。

教職員課長

今、この方々がいるときに更新講習を受けるタイミングの方がお見えになるので、今の職のときにも免除ができるというふうにさせていただこうということでございます。

教育長

ほかにいかがですか。

**【採決】**

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

**・審議事項**

**議案第24号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（中村福利・給与課長説明）

議案第24号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年9月19日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則の改正案になっております。2ページが規則案の要綱になっておりまして、3ページが規則案の新旧対照表となっております。2ページの要綱に基づきまして説明をさせていただきます。

「1 改正理由」非常勤の助手の報酬について、最低賃金の改定を踏まえ、額の改正を行う。

「2 改正内容」非常勤の助手の基本額1日につき6,560円に改める。改定前は6,360円で行っていました。

「3 施行期日」は平成30年10月1日で行います。

三重県内の最低賃金が10月1日から820円から846円に引き上げられることになりましたので、これに基づいて再計算をした結果、非常勤の助手の基本額が最低賃金に達しませんでしたので、改正をさせていただこうというものでございます。

説明は、以上でございます。

**【質疑】**

教育長

議案第24号については、いかがでしょうか。よろしいですか。

**【採決】**

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

**・審議事項**

**報告1 障がい者雇用の取組について（公開）**

（早川教職員課長説明）

## 報告1 障がい者雇用の取組について

障がい者雇用の取組について、別紙のとおり報告する。平成30年9月19日提出  
三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページをお願いいたします。県教育委員会における障がい者雇用の取組について経緯からご説明させていただきます。これまで平成19年度から毎年「障がいのある教職員の状況調査」を実施しています。この調査では、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の内容に基づき、「年齢、障がいの種別及び程度、級、区分」を用紙に記入し、所属長に提出することとしています。このように該当者が手帳の内容に基づき記入をしていることから、ガイドラインに基づく確認に相当すると捉えておりました。

本年8月、中央省庁や自治体における障がい者雇用率の誤りが明らかになった際にも、このガイドラインに則り算定しているものと考えておりました。

その後、全庁的にガイドラインの徹底確認を行うとの方針が示され、国の調査も実施されるということも踏まえ、8月30日から平成29年、30年6月1日現在で労働局に報告した、県教育委員会の障がい者雇用率の対象とした教職員に、あらためて所属長を通じて、本人の同意のもと、手帳の原本又は写しを提出させて、手帳の保有の有無とその内容を確認したところでございます。

その結果、手帳を有していない者を誤って対象としていたことが判明し、人数は平成29年6月分が43人、30年6月分が34人でございました。

2ページをお願いいたします。「3 手帳を有していない者を計上した理由」でございませぬ。この状況調査では手帳の内容に基づき用紙に記入することとしておりましたが、障がいはあるものの手帳を有していない教職員が、手帳を有する教職員を対象とした調査との認識がないまま回答し、所属長からの報告を受けた教育委員会が、「級」が未記入の者などについても、確認をせず、手帳を有する者として扱ってまいりました。

また、手帳を有する者が対象の調査と認識はしていたものの、所属長に障がいの状況を知ってもらいたい、業務上の配慮を求めたいとの思いで手帳を有していない者が回答していたものについても、「級」が未記入なものを確認せず、手帳を有する者として扱ってまいりました。これが一番多い件数でございませぬ。

その他、ガイドラインには次年度以降も当該情報を利用するという旨を記載はしてまいりましたが、手帳の返納等があった場合に報告を受ける仕組みになっていなかったため、既に手帳を返納していた者を計上していたこと、過去の状況調査を利用する際に退職者の一部を対象者として含めていたこと、調査用紙の記入例を報告と見誤り計上していたこと、採用選考試験における情報を利用してまいりましたが、手帳の返納等を把握する仕組みになっていなかったため、既に手帳を返納した者を計上していたこと、所属長から得た情報や給与の情報から、手帳を有すると思ひ計上していたこと等が理由でございませぬ。

県教育委員会の責任についてでございませぬ。雇用率に係る事務について、担当の職員は、状況調査など県教育委員会として作成した方法により行っておりましたが、方法自体が障がい者を正確に把握するものを担保したのものとはなっておりませんでした。

また、本年8月、中央省庁、自治体で雇用率の誤りが明らかになったにもかかわら

ず、県教育委員会が誤りを確認したのがこの時期になってしまいました。

これらは、障がい者雇用を率先して進めるべき県教育委員会が、組織としてその重要性の認識を欠くとともに、危機管理意識も欠如していたと認識しています。特に平成25年11月に三重労働局と本県で「障害者雇用率改善プラン」を策定し、全県を挙げて障がい者雇用促進の取組をスタートさせて以降は、より一層率先して的確な取組が求められたところではあります。

このため、26年度以降の当該事務を所管する教職員課長、管理監督を行う副教育長、担当次長に対して嚴重注意を行いました。

3ページをお願いします。平成28年度以前についても、手帳を有していない者を計上した理由を把握し、その理由に応じた改善策を講じるため、現在、状況調査を開始した平成19年度から28年度における県教育委員会の障がい者雇用率の対象として計上した教職員について、退職者は除き、平成29、30年度と同様の調査を行っております。調査結果は、21日に公表することとしております。

今後の把握方法の見直しでございます。29、30年度の調査で判明した手帳を有していない者を計上した理由を踏まえ、今後の状況調査では、対象は手帳を有する者であること、手帳の内容に基づき記入することを端的にわかりやすく明記させていただきます。そのうえで、所属長は、本人の同意のもと、手帳の提示を受け、手帳を直接確認して内容を確認する手続きを新たに設けます。そして、調査用紙にその旨を記載する欄を設けるなど様式の見直しを行います。用紙に空欄がある場合や手帳以外から記載されたなどの不備がある場合は、県教育委員会が確認することを徹底します。これらにより、手帳を有していない者を計上することがないようにいたします。

また、現在実施している19年度から28年度の調査で、新たな理由が判明した場合は、それに応じた改善策を講じます。

過年度の情報利用による誤りを防ぐため、障がい者を対象とした採用選考試験における採用時の情報以外は、以前に把握した情報は使わないことといたします。

今後の取組です。今回の障がい者雇用の取組を進めるにあたり、三重労働局などの専門機関、民間企業の知見を得て多様な視点で検討し、障がい者が学校で勤務していただく環境を構築する必要があると認識しております。

そのため、障がい者雇用推進チームを9月下旬に設置し、31年6月の法定雇用率達成に向けた効果的な取組、障がいのある方の業務の担い方や支援方策など、学校における障がい者雇用の新たな業務モデルの構築、障がい者の職場定着のための方策について検討いたします。

チームは、副教育長をリーダーとし、教職員担当次長、教職員課長、特別支援教育課長、障がい福祉課長、障がい者雇用推進監、校長代表、三重労働局、三重障害者職業センター、大学及び民間企業により構成し、学校や教育委員会だけの視点にとどまらず、多様な視点で幅広く検討を行います。

年度内に改善策を取りまとめ、次年度以降の障がい者を対象とした採用選考試験、障がい者の職場定着に反映してまいります。

また、労働局等の協力を得ながら、校長会、市町教育長会議等において障がい者雇用の意義、重要性を説明してまいります。

5 ページ以下は、実際の調査に使用した調査用紙を付けさせていただきました。  
以上でございます。

【質疑】

教育長

報告 1 については、いかがでございましょうか。

岩崎委員

2 ページの手帳を有していない者を計上した理由のところ、平成 29 年と 30 年の人数が書いてありますが、これの中でいうと、例えば手帳を有していないというのが平成 29 年 31 人、平成 30 年 31 人と同数になっていますが、これは、ほぼ同じ人という考え方でいいのでしょうか。

教職員課長

全てイコールではございませんが、多くは同じ人です。

岩崎委員

そうすると、例えば、退職者の一部を計上というのは平成 29 年が 2 人で、30 年には上がっていないというのは、この 2 人はその間に退職されたからということでしょうか。

教職員課長

そもそも、29 年度は、本来退職した人を入れてはいけなかったのですが、入れてしまって、30 年度のときには、普通に退職しているものとそのまま認識して、何も疑うことなく抜いたので、30 年には入っていないということです。

岩崎委員

そうすると、「障がいなし」として回答してきた者について、集計の段階での記入例を見誤り計上したというのは、平成 29 年に 2 人いて、30 年にはいないというのは、どういうことになるのですか。

教職員課長

この 2 名は、次の年度までに退職をされていますので、たまたま退職のところで抜けていたので、30 年度には計上していないということです。

岩崎委員

そうですか。最後に思い込みで計上していたという、平成 29 年の誤認は 30 年にはなくなっていますが、これは何らかの形でこれは間違いだったというふうに気づかれたということでしょうか。

教職員課長

基本的には状況調査の状況から把握したということでございます。これが誤りと気づいた、この人が手帳を持っていなかったというのが分かったわけではないんですが、30 年度からそうさせていただいております。

岩崎委員

それは毎年ごと、過年度の情報を参考にするわけではなくて、先ほどの説明だと書いてもらっているという形なんですね。

教職員課長

状況調査は、毎年度の情報に加えて、今現在は過年度の情報も使うことがありますということで、それは調査のほうには明記はさせていただいておりますが、例えば、返納等をお知らせしていただく仕組みにはなっていなかったため、過年度、手帳を持っていると言われたら、その人はずっと手帳を持っていると我々が思い込んでいたというところがございます。

岩崎委員

平成29年に5人だったのが、平成30年には上がってこなかったということで、何らかの改善みたいなのが図られたのかどうかというところだけが知りたかったのですが、必ずしもそういうわけではない。

教職員課長

基本は状況調査を中心とした調査でございますので。

黒田委員

今回、いろいろと問題になっているのは、その率の問題であったりとか、正しい申告や報告ができていなかったというところが論点にはなっていると思うんですが、この計上した理由のところでもっと多い人数のところ、手帳を有する者と認識していたものというところがありますね。

そうすると、この方たちは、手帳を持っている人が書くということがわかっていたけれども、所属長に障がいの状況を知ってもらいたい、業務上の配慮を求めたいという思いで回答されたと私は認識しているのですが、それで間違いはないですか。

教職員課長

いろんなお答えがあるんですが、そういう方も多数お見えでした。

黒田委員

今回、問題になっているところと論点がずれてしまうかもしれないのですが、そもそも障がいを持った方が働きやすい環境づくりであったり、職場づくりというところの配慮をしてもらいたいという思いがあって、この方たちがこういう回答をされているのであれば、そういう面も含めて、この機会に何かしら見直していく必要があるのかなと思いました。民間の企業は、そういう部分においては、いろいろと非常に工夫しながら取り組んでおりますので、そういう職場環境を目指していければと思っております。よろしくをお願いします。

教職員課長

ありがとうございます。個々の、例えば学校現場でございましたら、そういう方について、例えば、夜遅くはなかなか見えにくいとか、階段を利用するのはなかなか厳しいという方もお見えになりますので、それは個々の学校の状況において、今も配慮させていただいているところではございますが、おっしゃるとおり、こういう思いがあるというのは、我々も受けとめたうえで、この人たちが働きやすい環境を構築していくことが大切だと思っております。

岩崎委員

とにかく我々としても反省を受けて、今後の取組の報告を聞かせていただかなければいけないと思っておりますし、やはり合理的な配慮をできるだけしていきながら、法定雇用率に早く復帰するように任用をお願いしたいと思っております。



教育長

それでは、報告1については、よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

**議案第21号 平成30年度教育功労者表彰について（非公開）**

榊屋教育総務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第22号 職員の人事異動（事務局）について（非公開）**

早川教職員課長が説明し、委員審議の採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**報告2 事務局職員の人事異動報告について（非公開）**

早川教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

**報告3 指定管理者が行う公の施設の管理状況について（非公開）**

山本社会教育・文化財保護課長が説明し、全委員が本報告を了承する。